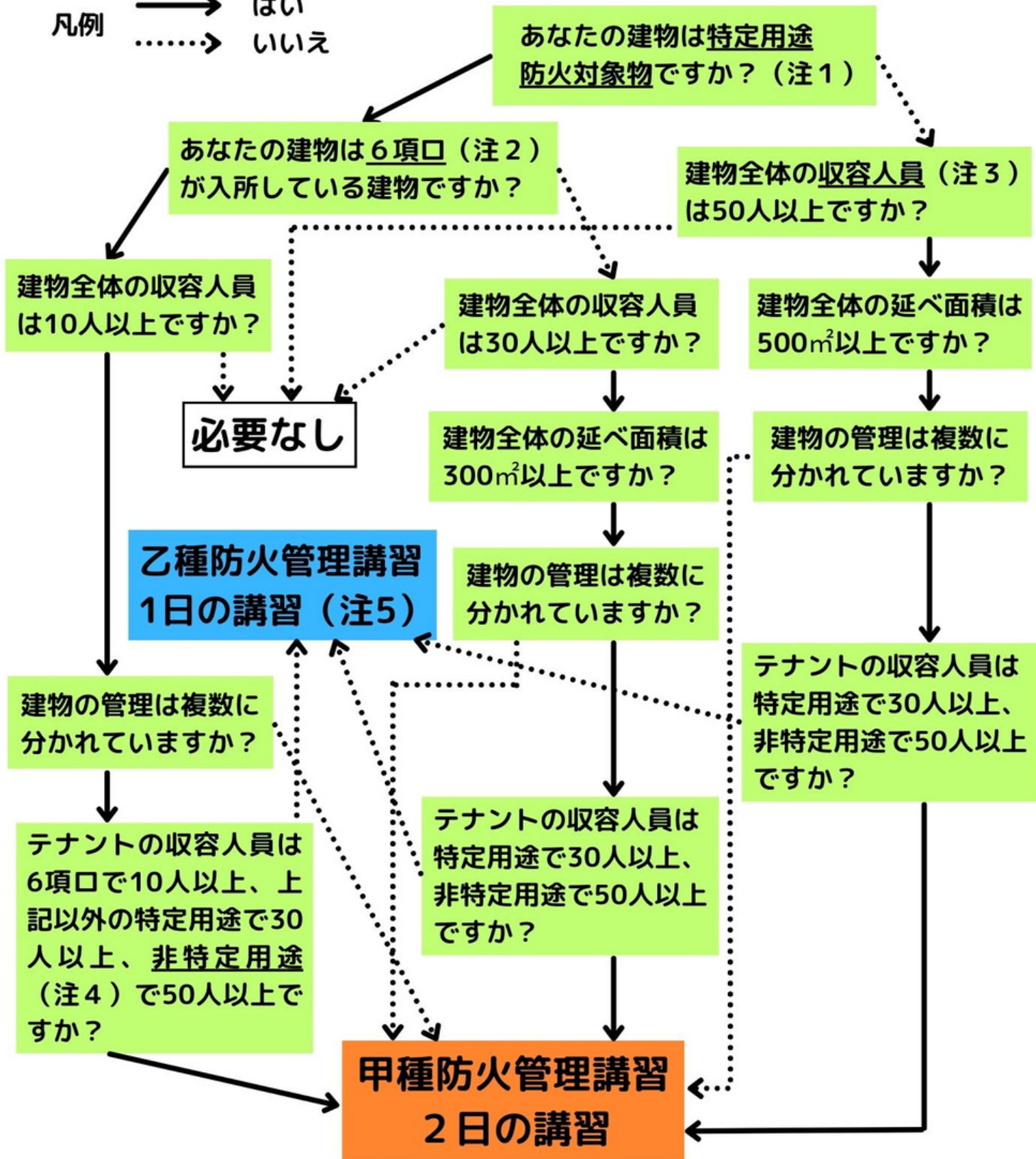


防火管理者（甲種・乙種）の区分フローチャート

凡例
 → はい
 いいえ



注1 特定用途防火対象物…不特定多数の者が出入りする用途（飲食店・店舗等）の対象物です。
 注2 6項口…主として要介護状態にあるもの又は重度の障がい者が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等の対象物です。【消防法施行令別表第1】
 注3 収容人員…従業員・床面積・椅子の数等により算出します。【消防法施行規則第1条の3】
 注4 非特定用途…特定の者しか出入りしない用途（共同住宅・学校・事務所等）の対象物です。
 注5 防災管理者の選任が必要となる対象物にあっては、甲種防火管理者の資格が必要となります。

防火管理講習についてご不明な点は、消防本部予防課（924-5953）までお問い合わせください。